

第 3 期

那珂市子ども・子育て支援事業計画

骨子（案）



第 1 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来と都市への人口流失などにより、多くの市町村では地域活力の低下が懸念され国や地方自治体、地域をあげて子育てを支援するなど新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

国内における急速な少子化の進行と、家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、国は、平成15年、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて「次世代育成支援対策推進法」を制定し、職場や地域において子育てしやすい環境の整備を推進しました。

平成24年には、「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づき平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市においても、次世代育成支援対策推進法に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画（子育て応援プラン）」、その後継計画として、平成 26 年度に子ども・子育て関連3法に基づく「那珂市子ども・子育て

て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

第1期計画策定後、少子化の深刻化や子どもが被害者となる虐待・事件の発生、また、スマートフォンやSNS が社会に定着していく中でコミュニケーションのあり方も変化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化が続きました。

このような状況を受け、本市では、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、那珂市の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として令和元年度に「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定しました。

第2期計画では、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、保育の量的拡大・確保、教育・保育事業の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組むとともに、近年生じた待機児童への対応を図るべく第2期計画のアクションプランとして令和3年2月に「～待機児童解消等アクションプラン～」を策定し、待機児童の解消に向けた施策・事業を推進してきました。

第2期計画については、計画期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、子どもや子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえつつ、「第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

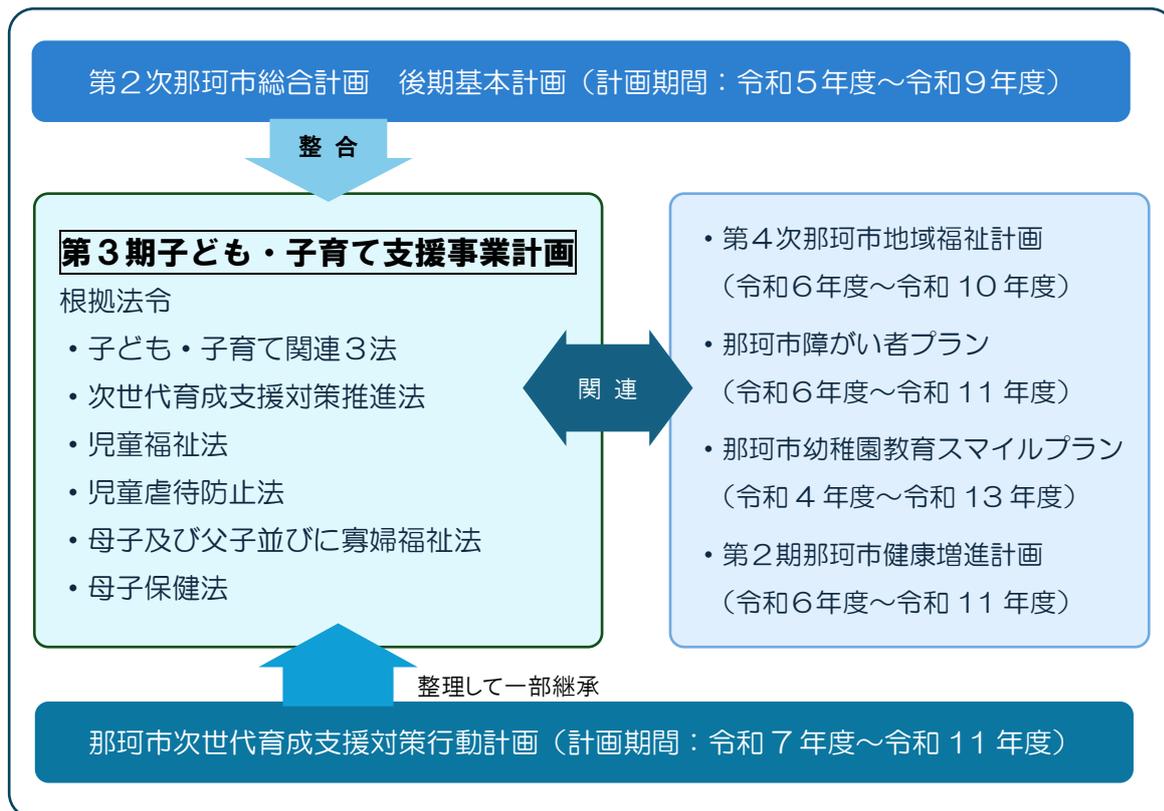
(1) 第3期計画の位置づけ

第3期計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針(本年公表予定)を踏まえると同時に、これまで取組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「那珂市次世代育成支援対策行動計画(子育て応援プラン)」の基本的な考え方等の継承を図りつつ、両計画を一体的に策定し、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

(2) 他の計画との関係

第3期計画は「第2次那珂市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、那珂市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

第3期計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第2次那珂市総合計画 (前期基本計画)			第2次那珂市総合計画 (後期基本計画)						
第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画					第3期那珂市子ども・子育て支援事業計画				
那珂市次世代育成支援対策行動計画					那珂市次世代育成支援対策行動計画				
							中間見直し		

4 第3期計画における事業の概要

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法）の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実の3点となります。

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づく第1期計画を平成26年度に、第2期計画を令和元年度に策定しました。また、その間に生じた待機児童の解消を図るため、第2期計画のアクションプランとして令和3年2月に「～待機児童解消等アクションプラン～」を策定し、子育て世代にやさしい支援体制の充実とともに、保育施設等の受入れ環境の整備や保護者に対する経済的負担の軽減などについて充実を図ってきました。

第3期計画では、この間の取組の成果と課題、子どもや子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえつつ、引き続き、子ども・子育て支援新制度の着実な推進を図るとともに、教育・保育事業の量と質の確保、未就園児家庭や要保護・要支援児童への対応の充実・強化、保育人材の確保、保護者の経済的負担の軽減、多様なニーズへの対応などが求められています。

5 策定体制

（1）那珂市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「那珂市子ども・子育て会議」を設置しています。

（2）那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会の設置

那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る調査等を行うため、「那珂市子ども・子育て支援事業計画推進ワーキング委員会」を設置しています。

（3）ニーズ調査の実施

計画の策定に先立ち、就学前の児童がいる世帯及び小学校1年生から6年生までの児童がいる世帯の保護者3,085人を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、令和5年1月にニーズ調査を行いました。

（4）パブリック・コメントの実施

計画案に対して、市民の皆さまから幅広く意見をいただくために、令和7年1月（予定）にパブリック・コメントを実施します。

第2 第3期計画の構成案

基本的な制度の枠組みは第2期計画策定時から変わっていないことから、計画の構成については、第2期計画（現行計画）を踏まえつつ、下記のように設定します。なお、今後の国の基本指針の改正（や計画の検討状況により、変更する場合があります）。

第2期計画（現行計画）の構成	第3期計画（次期計画）の構成・内容方針
第1章 計画の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1 計画の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 新制度における事業の概要 5 策定体制 	<p>現行計画策定後の社会情勢の変化や国の関連法制度の改定、市の上位関連計画の方向性等を反映します。</p>
第2章 那珂市の現状 <ul style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭を取り巻く環境 2 ニーズ調査の結果 3 保育施設・幼稚園の状況 	<p>最新の統計とニーズ調査結果や現行計画の検証・評価結果を反映し、ニーズ調査や現行計画の検証・評価結果から見える今後の課題を明記します。</p>
第3章 計画の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本目標 3 施策の構成 	<p>基本理念、基本方針は、現行計画の考え方を踏まえつつ、市の総合計画や地域福祉計画の方向性を踏まえて、見直しの必要性を検討します。</p>
第4章 子ども・子育て支援事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 1 量の見込みと確保方策 2 教育・保育提供区域の設定 3 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容） 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 	<p>最新統計に基づく児童人口の推計と事業実績やアンケート調査結果等を踏まえた需要量の見込みの設定、需要に応じた確保策・対応策を検討します。</p>
第5章 次世代育成支援の取組事業 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本目標と体系 2 次世代育成支援対策行動計画 	<p>現行計画の検証・評価結果に基づき、施策・事業の見直しを実施します。</p>
第6章 計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 計画の推進 第2節 計画の進行管理 	<p>計画の検証時期と検証方法を検討します。</p>
資料編	<p>同左</p>

第3 各章の主な内容

以下、各章ごとの現時点の主な検討方針を記載します。いずれも現時点の案であり、今後の検討状況により、変更がありえます。

第1章 計画の概要

- 1 計画の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 第3期計画における事業の概要
- 5 策定体制

■主な内容

前述の「第1 計画の概要」の記載内容を参照してください。

第2章 那珂市の現状

第1節 子育て家庭を取り巻く環境

第2節 ニーズ調査の結果

第3節 保育施設・幼稚園の状況

■主な内容

公表されたデータやニーズ調査結果をもとに、那珂市の現状と課題をまとめます。

以下は、項目案です。

1 子育て家庭を取り巻く環境			
(1)	総人口と年少人口の推移	住民基本台帳	年齢3区分による推移など
(2)	世帯の家族類型の推移	国勢調査	
(3)	出生数や合計特殊出生率の推移	茨城県常住人口調査など	合計特殊出生率は、国・県と比較
(4)	転入・転出者数の推移	茨城県常住人口調査など	
(5)	産業別従業者割合	経済センサス	
(6)	女性の年齢別労働力率の推移	国勢調査	
2 ニーズ調査の結果			
(1)	家族の状況	ニーズ調査	
(2)	教育・保育事業等のニーズ	ニーズ調査	
(3)	放課後のニーズ	ニーズ調査	
3 保育施設・幼稚園の状況			
(1)	保育所の利用状況	那珂市	施設ごとの利用者数の推移など
(2)	幼稚園の利用状況	那珂市	学年ごとの利用者数の推移など
(3)	認定こども園の利用状況	那珂市	利用者数の推移など
(4)	学童保育所	那珂市	利用者数の推移など

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の構成

■主な内容

子どもは、「周りを明るくする力」でいっぱいです。家庭も学校も地域も、この明るさで満たされて欲しいと願っています。3つの場所はそれぞれに違いますが、そのすべてがつながり、すべてが子どもにとっては必要な場所であることから、それぞれが力を合わせながら子どもの育成が図られるべきです。子どもの笑顔は限りない那珂市の財産であり、那珂市の幸せは、ここに暮らし、ここで成長する子どもの幸せにほかなりません。少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもたちにしっかり向き合いながら、子どもたちが元気でにぎわいのあるまちを目指す第2期計画の基本理念のもと、施策の方向性や体系を示していくことを基本としますが、文言や体系の細部については今後検討します。

■現行計画の記載

1 基本理念

子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう

2 基本目標

基本目標1 安心して子どもを生き育てることができるまちづくり

子育てに生きがいや魅力、喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを生き育てることができるまちづくりや、結婚や子育てへの希望を実現するために必要な子育てと仕事を両立する家庭づくりの支援や妊娠、出産、育児についての相談体制の整備を進めます。

基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり

道路、公園など子育てしやすい生活環境の整備、子どもが人間として尊重される社会づくり、個性豊かで創造性のある学びの場の構築など、子どもが子どもらしく元気に成長できるまちづくりを進めます。

基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

市民が子育てに関心を持ち、地域社会全体で子育てを支援し、児童の健全育成につなげるとともに、くらしの中で親子の安全確保を図ります。

3 施策の構成

子どもを育むコミュニティづくりのまちづくり

1. 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

- (1) 子育ての不安や負担の解消
- (2) 子育てと仕事の両立支援
- (3) 安心できる出産・育児

2. 子どもが元気に成長できるまちづくり

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの人権尊重
- (3) 個性豊かで創造性のある学びの場の構築
- (4) 子どもの未来への応援

3. 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり

- (1) 子育て推進体制の整備
- (2) 児童の健全育成
- (3) 子どもの安全確保

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 量の見込みと確保方策

第2節 教育・保育提供区域の設定

第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策（確保の内容）

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■主な内容

1 量の見込みの算出方法

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（那珂市子ども・子育て支援事業計画）を設定するうえで、施設や事業の対象年齢となる0歳児から11歳児までの人口を分析し、第3期計画期間中の市内の推計人口を算出します。

各事業の量の見込みについては、児童数の推計、事業の利用実績の推移、ニーズ調査の結果を踏まえ、国の手引きなども参考にしつつ算出します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

那珂市では、「教育・保育提供区域」は市域とします。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

令和5年度に実施した、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」から得られた利用意向やこれまでの利用実績、女性の就業率などの要因と推計人口を勘案して、第3期計画期間中の教育・保育の量の見込みと確保方策を設定します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

令和5年度に実施した、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」から得られた利用意向やこれまでの利用実績などを勘案して、第3期計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定します。

第5章 次世代育成支援の取り組み事業

- 1 基本目標と体系
- 2 次世代育成支援対策行動計画

■現行計画の記載

1 基本目標と体系

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり	
1 子育ての不安や負担の解消	(1) 地域における子育て支援サービスの充実と情報の提供
	(2) 子育て支援のネットワークづくり
	(3) 子育て費用の負担の軽減
2 子育てと仕事の両立支援	(1) 多様な保育サービスの充実
	(2) 子育てしやすい職場環境の充実
3 安心できる出産・育児	(1) 安全・安心な妊娠・出産への支援
	(2) 子どもの健康づくりの推進
	(3) 食習慣・食育の推進
基本目標2 子どもが元気に成長できるまちづくり	
1 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 魅力ある子育て環境づくり
	(2) 子育て家庭の居住環境の整備
2 子どもの人権尊重	(1) 要保護児童対策の充実
	(2) ひとり親家庭等への支援
	(3) 障がい児施策の充実
3 個性豊かで創造性のある学びの場の構築	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実
4 子どもたちの未来への応援	子どもたちが希望を持って成長するための活動の充実
基本目標3 地域社会全体が子育てを支えるまちづくり	
1 子育て推進体制の整備	男女がともに子育てに携わっていく社会づくり
2 児童の健全育成	(1) 地域との交流・体験活動の推進
	(2) 次世代の親の育成
	(3) 家庭や地域の教育力の向上
3 子どもたちの安全確保	(1) 子どもたちの交通安全を確保する活動の推進
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

2 次世代育成支援対策行動計画

■主な内容

現行計画の第2期計画の検証・評価結果に基づき、施策・事業の見直しを実施し、1～3の基本目標ごと具体的施策の内容を記載します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進

第2節 計画の進行管理

■主な内容

計画の進捗管理の手法と、庁内外を含めた推進体制について掲載します。

第4 新たな事業について

令和5年に策定された「こども未来戦略」や、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」等により、「第4章 子ども・子育て支援事業計画」における新たな事業として、次の事業の追加が想定されています。

(1) こども誰でも通園制度（仮称）

令和5年の「こども未来戦略」に位置づけられた施策であり、現在全国115自治体で試行的に事業が実施されています。

就学前児童を対象として、親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができる制度です。令和8年度にすべての自治体で本格実施することとなっており、本市においても対応が求められるものです。

具体的な事業の要綱は今後提示される見込みです。一時預かり事業と混同されることが多い事業ですが、利用にあたって就労状況が要件とならないことや、毎月の利用に上限があるなどの違いがあります。

■本事業と一時預かり事業との違い

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、 <u>一時的に預かり、必要な保護を行う事業</u> （児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、 <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付</u> （こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

資料：こども家庭庁

(2) 子育て世帯訪問支援事業

本年4月の法改正により、市町村による実施が努力義務となった事業です。地域子ども・子育て支援事業の新たな事業として位置づけられています。

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、従来の養育支援訪問事業を専門的な相談支援に特化したものとし、家事・養育にかかる援助や情報提供等の支援を行う部分を新たに本事業としたものです。

(3) 児童育成支援拠点事業

「子育て世帯訪問支援事業」同様に、市町村による実施が努力義務となった事業で、地域子ども・子育て支援事業の新たな事業として位置づけられています。

養育環境に課題のある子どもに対し、家庭や学校以外の第3の居場所を提供することを目的としています。居場所では、以下のような支援の内容を実施することが求められます。

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては①～⑦とし、地域の実情等に応じて⑧を実施する。①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

資料：児童育成支援拠点事業ガイドライン

(4) 親子関係形成支援事業

「子育て世帯訪問支援事業」同様に、市町村による実施が努力義務となった事業で、地域子ども・子育て支援事業の新たな事業として位置づけられています。

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、親子の関係性や子どもの発達状況に応じて、ペアレント・トレーニングや同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談・共有、情報交換の場を提供するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。